

有料職業紹介返戻金制度について

当事業所、返戻金制度に関する事項は下記の通りです。

当事業所の紹介により就職した者が入社後90日以内に本人都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料(成功報酬)を下記の比率にて返戻する。

- ①入社日以後から30日以内の退社の場合、紹介手数料(成功報酬)の80%を返還するものとする
- ②入社30日以後から90日以内の退社の場合、紹介手数料(成功報酬)の50%を返還するものとする

また、返戻金制度は求人者と当事業所の間により別の定めをする場合があります。